

資料 3 - 1

第 1 1 次鳥獣保護事業計画書の変更箇所

変更前	変更後
<p>表紙</p> <p>第 1 1 次鳥獣保護事業計画書</p> <p>平成 2 4 年 4 月 1 日から 5 年間 平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで</p>	<p>表紙</p> <p>第 1 1 次鳥獣保護事業計画書 (変更案)</p> <p>平成 2 4 年 4 月 1 日から 5 年間 平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(平成 年 月 日変更)</p>
<p>P32 第 32 表</p> <p>ニホンジカの保護管理の備考欄</p> <p>狩猟期間延長 一人 1 日当たりの捕獲頭数制限の緩和 特例休猟区適用</p> <p>イノシシの保護管理の備考欄</p> <p>狩猟期間延長 特例休猟区適用</p>	<p>P32 第 32 表</p> <p>ニホンジカの保護管理の備考欄</p> <p>狩猟期間延長 一人 1 日当たりの捕獲頭数制限の緩和 特例休猟区適用</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">くくりわなの規制緩和</p> <p>イノシシの保護管理の備考欄</p> <p>狩猟期間延長 特例休猟区適用</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">くくりわなの規制緩和</p>
<p>P 3 2 ~ 3 3</p> <p>第七 ツキノワグマの保護管理に関する事項</p> <p>1 方針</p> <p>全国的に個体数が減少傾向にあるツキノワグマについては、山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき、適正な管理を行い人間との共生を図ることとする。</p> <p>2 方法</p> <p>(1) 年間の捕獲可能頭数の上限は、狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲を合わせて原則 4 0 頭とする。ただし、被害発生市町村の代表、学識経験者、農林業関係者、保護団体等多方面からなる検討会により、前年度の捕獲実績を勘案して当年度の捕獲可能頭数の上限を設定するものとする。</p>	<p>P 3 2 ~ 3 3</p> <p>第七 ツキノワグマの保護管理に関する事項</p> <p>1 方針</p> <p>全国的に個体数が減少傾向にあるツキノワグマについては、山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき、適正な管理を行い人間との共生を図ることとする。</p> <p>2 方法</p> <p>(1) 年間の捕獲可能頭数の上限は、狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲を合わせて原則 7 0 頭 とする。ただし、被害発生市町村の代表、学識経験者、農林業関係者、保護団体等多方面からなる検討会により、前年度の捕獲実績を勘案して当年度の捕獲可能頭数の上限を設定するものとする。</p>